

木城町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 11 月 28 日
木城町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要必須事務として、明確に位置づけられた。

木城町においては、中山間地域であり、農地の利用状況や営農類型が平地農業地域と山間農業地域となっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、山間農業地域では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、中山間農業地域では土地利用型の稲作と甘藷等の栽培が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、木城町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成 29 年 3 月)	710ha	39ha	5.5%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	704ha	36ha	5.1%
目 標 (平成 35 年 3 月)	698ha	33ha 以下	4.7%以下

注 1：現状の管内の農地面積は、農林水産関係市町村別統計の数値。管内農地面積の目標

数値については、過去5年間の移動状況を踏まえ、年2ha減少することで推計した。

注2： 遊休農地の平成29年3月数値は、平成28年度「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」におけるA分類に該当する農地面積。目標数値については、10年後に1%以内が目標となっているが、中山間の現状を踏まえ年間1.0haを毎年解消することを目標として計上した。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

木城町農業委員と推進委員による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

○ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 非農地判断について

○ 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	710ha	517ha	72.8%
3年後の目標 (平成32年3月)	704ha	528ha	75.0%
目 標 (平成35年3月)	698ha	560ha	80.0%

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

注2：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が地域(平地農業地域、中山間地域等)によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

【参照】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者 (累計)	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成29年3月)	400 戸 (100 戸)	82経営体	3経営体	52経営体	0団体
3年後の目標 (平成32年3月)	388 戸 (100 戸)	85経営体	6経営体	52経営体	1団体
目 標 (平成35年3月)	376 戸 (100 戸)	88経営体	9経営体	52経営体	1団体

注1：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値を記入する。

目標数値については、同センサスの主業農家及び準主業農家の内65歳未満の農業専従者のいない農家数を減じ参考値として推計した。

注2；担い手については、認定農業者については、認定新規就農者が認定農家になることで推計。認定新規就農者については、毎年1戸の就農を目標として計上。基本構想水準到達者については現状維持を目標とした。

なお、目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地も問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織

化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

- ④ 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)(累計) (新規参入者所得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者所得面積)
現 状 (平成 29 年 3 月)	3 人 (6.0ha)	0 法人 (ha)
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	6 人 (7.5ha)	1 法人 (1.0 ha)
目 標 (平成 35 年 3 月)	9 人 (9.0ha)	1 法人 (1.0 ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等や遊休農地の発生状況等を考慮しながら農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組みとして、就農に向けた情報提供及び就農相談については、県農業委員会ネットワーク機構、就農促進の拠点である宮崎県青年農業者等育成センター（公益社団法人宮崎県農業振興公社）との連携のもと、児湯農林振興局、児湯農業改良普及センター、児湯農業協同組合等との連携を図り、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供を行い、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

② 新規就農者へのフォローアップについて

就農後の営農指導等フォローアップについては、児湯農林振興局、児湯農業改良普及センター、児湯農業協同組合等との連携を図り、農地の確保については、農地中間管理機構との連携を図るなど、農業者を取り巻く関係機関・団体が連携・協力し、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保するための取り組みを推進する。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組みとして、就農後当分の間は、技術的な不安もあることから児湯農林振興局、児湯農業改良普及センター、児湯農業協同組合等の連携・協力のもと定期的に巡回指導を行うとともに、早期に地域に根ざすためにも J A児湯の品目別の部会等への加入を促していく。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農

地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人的な役割を担う。

また、「人・農地プラン」の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として育成する体制を整備し、青年就農給付金、農業次世代人材投資資金（青年等就農資金）、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。